

fabbit 丸の内 コワーキングバーチャル利用規約

第 1 条 (目的)

本コワーキングバーチャル利用規約（以下「利用規約」といいます。）は、株式会社システムソフト（以下「当社」といいます。）が運営する fabbit 丸の内（以下「当施設」といいます。）の会員が、当施設の利用及び当施設において当社が提供するサービス（以下「当サービス」といいます。）を受けるにあたり必要な事項を定めるものとします。

第 2 条 (利用目的)

当施設は、「fabbit 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）で定める会員である個人又は法人（以下「会員」といいます。）が、自己又は自己の従業員のワークスペースとして利用する目的及び会員が他の会員とコミュニケーションを図る目的にのみ利用されるものとします。

第 3 条 (会員)

1. 当施設は、利用規約で別途定める場合を除き、会員以外の利用はできません。
2. バーチャルプランで入会した入居者（会員規約第 7 条第 1 項）は、下記の利用時間内で当施設を利用することができます。

入居者種別	利用時間
バーチャル会員	平日 9:00～18:00（祝日は含みません） ※回数制限あり。第 9 条をご確認ください。

3. 個人契約においては本人のみ、また法人契約においては当該法人及び利用登録をした各社員のみ会員の資格を持つものとします。
4. 退去（会員規約第 10 条）を希望する会員は、退去希望月の 3 ヶ月前までに、当施設所定の退去届を提出することにより、退去希望月の末日をもって、退去することができます。但し、会員は、退去希望月の 3 ヶ月前の予告に代えて、3 ヶ月分の利用料金相当額の金額を支払うことによって、即時に退去をすることができます（この退去時は日割計算を行わないものとする。）。

第 4 条 (入退室)

1. 当施設への出入りは営業時間内のみとします。

第 5 条 (サービスの内容)

当施設において入居者が利用できる当サービスの内容は、次のとおりとします。なお、当社は、必要に応じて、当施設及び当サービスの内容を変更することができるものとします。

無料サービス	・ Wi-Fi の利用 ・ フリースペースの利用※回数制限あり。第 9 条をご確認ください。
有料サービス	・ 郵便受けサービス ・ 郵便転送サービス

第 6 条 (利用上のご注意)

会員は、以下に掲げる各号の事項を遵守して、当施設を利用してください。

- (1) 駐車場・駐輪場のご用意はございません。近隣の駐車場・駐輪場をご利用ください。
- (2) 当施設内に汚物や火気・危険物を持ち込むことは禁止します。
- (3) 他の会員にご配慮頂き、座席及び同フロア共用部での大声の通話をご遠慮ください。
- (4) 当施設内は禁煙です。喫煙は当社が指定する場所にてお願いします。
- (5) 当施設内での飲食は自由です（ただし、アルコール類につきましては次号のとおりです。）

- (6) アルコール類につきましては、禁止とします。
- (7) 発生したごみは分別してスペース内のゴミ BOX に捨てるか、お持ち帰りください。
- (8) 施設内で SNS への投稿の為、当社が写真及び動画を撮影することがあることをご了承ください。
- (9) 退室の際には、机や椅子等の備品の整理整頓をしてください。
- (10) 地震・火災などの災害時は、当社の避難誘導等の指示に従ってください。
- (11) 当施設のホームページに、社名を掲載することを予めご了承ください。
- (12) フリースペース貸切でご利用できない日時があることを予めご了承ください。

第 7 条 (郵便物の受取)

1. 会員は、郵便受けサービスを申し込んだ場合、当社から明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺や Web サイト等に掲示することができます。ただし、会員は、退去と同時に、当該掲示を削除することに予め承諾します。
2. 会員宛の郵便物等は当社が一時的に収受し、事務局内に保管します。ただし、事務局内での一時的な預かりは最長 14 日までとし、これを超える場合、当社は会員に連絡することなく、着払いでの転送又は廃棄を行います。また、郵便物以外のものの受取又は代引きの受取の対応は行いません。
3. 受取可能な郵便物は会員宛ての郵便物に限られます。下記に記載の郵便物のお受取はできません。現金書留・内容証明・特別送達・本人限定受取郵便・着払いのもの・代金引換・料金不足のもの(事前相談がない場合)・生き物・その他当社が預かるべきものではないと判断したもの。
4. 郵便物の紛失及び盗難等については、当社は一切の責任を負いません。
5. 会員は、当社が実施する郵便物受取に係る業務において、当社が収受した会員宛の郵便物及び財産等が、犯罪による収益である疑い又はそれらの事実の仮装・秘匿行為を行っている疑いがある場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例(ガイドライン)」に基づき、会員への事前連絡なしに、行政庁等に速やかに届出を行うことに同意します。
6. 前項に係る郵便物等及び宛先が分からない郵便物を当社が収受した場合、当社又は関係行政庁等の判断により会員に無断で郵便物等の開封を行うことを、会員は事前に同意し、当社又は関係行政庁等による開封が行われた場合に一切異議を申し立てないこととします。
7. 会員の本施設利用期間終了日(その終了原因を問いません。)以降は、当社は郵便物の転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物として処理されることを予めご了承ください。

第 8 条 (法人登記への住所利用)

1. 入居者は、当社所定の審査を経てサービスが利用可能であると判断された場合に限り、当社から明示された住所を自らの本店所在地として、法人登記を行うことができます。なお、入居者が法人登記を行う際は、所定の手続きをもって申請をしなければなりません。

第 9 条 (施設利用)

当施設の入居者は、当社が運営する施設を、月 1 回を上限として、無料で利用できるものとします。これを超える利用については、ワンデーパスを使用して他の施設を利用するものとします。

2022 年 11 月 1 日制定

以上